

# 大分県「技能士ステッカー」交付制度実施要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本要綱は、1級技能士、単一等級技能士または特級技能士を雇用する事業者に対し、大分県「技能士ステッカー」（以下「ステッカー」という）を交付する制度を設けることにより、技能士の認知度向上および技能士の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 交付制度の対象は、職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定における1級技能士、単一等級技能士または特級技能士を雇用する事業者（暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く（以下、「申請者」という。））が営む県内の事業用施設（以下、「対象施設」という。）とする。

## 第2章 申請等

### (申請)

第3条 交付を希望する申請者は、対象施設ごとに、電磁的方法または書面により、知事に申請するものとする。

### (基準)

第4条 知事は、対象施設にステッカーを交付する基準を定めるものとする。

### (交付等)

第5条 知事（その委託を受けた者を含む。以下「審査者」という。）は提出された申請を確認し、基準を満たすと認める場合、当該申請に係る申請者（以下「適合事業者」という。）に対しステッカーを交付する。

2 審査者は、第1項の申請が基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る申請者に対し、基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

### (ステッカーの利用等)

第6条 適合事業者は、当該申請に係る対象施設等においてステッカーを利用（当該対象施設の利用者の見えやすい場所にステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）することができるものとする。

2 適合事業者は、その責めに帰することができない事由によりステッカーを汚損し、又は亡失したときは、電磁的方法または書面によりステッカーの再交付を求めることができる。

### (変更の報告)

第7条 適合事業者は、対象施設の名称、その他申請に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、電磁的方法又は書面により、知事に報告するものとする。

### (調査等)

第8条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、対象施設を調査し、報告を求めることができる。

（事業者の責務）

第9条 適合事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと（第三者への譲渡禁止、汚損・亡失時の報告など）。
- （2）知事等が行う対象施設に係る調査に協力すること。

（申請の辞退）

第10条 適合事業者は、その対象施設が申請の基準を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電磁的方法により、その旨を申し出るものとする（雇用する技能士が退職した、事業を廃止したなど）。

（申請の取消し）

第11条 知事は、第8条の規定による調査、又は第10条の規定による申出により、対象施設が基準を満たさなくなったことを確認したときは、適合事業者に対して改善を要請し、又は交付を取消することができる。

- 2 知事は、前項の規定により取消したときは、当該適合事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により取消された申請者は、遅滞なく、ステッカーの利用をやめ、適切に廃棄しなければならない。

### 第3章 雑則

（免責）

第12条 県は、申請者が交付を受けられなかったこと、適合事業者が取消されたことによって、申請者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

### 附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

（制度の終了等）

- 2 この要綱に基づく交付制度については、技能士の認知度等の状況を勘案し、適切な時期にその終了その他の見直しを行うものとする。